

資料 7(共通)	令和 8 年 3 月 19 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

虐待防止、身体的拘束の禁止について

1 虐待防止のための取組について

障害者虐待防止法第 15 条において、障害者福祉施設・事業所における虐待防止の責務を定めています。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準においても虐待の防止等の措置及び身体拘束等の適正化が義務化され、令和 6 年度より虐待防止措置未実施減算が適用されております。

(1) 虐待防止の措置

次の事項が義務化されており、運営規程においても、以下の事項を含む「虐待防止のための措置に関する事項」を定める必要がありますのでご注意ください。

ア 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業員への周知徹底

1 年に 1 回以上開催する必要がありますが、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも可能です。また、事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可能としています。

イ 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること

1 年に 1 回以上研修を実施することとし、研修の実施内容については必ず記録をとるようにしてください。

ウ 虐待防止のための担当者の設置

虐待防止のための責任者にはサービス提供責任者やサービス管理責任者が配置されることを想定しています。

(2) 虐待防止措置未実施減算

上記 (1) のアからウまでに掲げる事項を実施していない場合は、所定単位数の 1 % を減算されます。(全サービス)

2. 身体拘束当の適正化のための取組について

障害者虐待防止法第 2 条第 7 項において、正当な理由なく障害者の身体拘束をすること、その他行動制限（以下「身体拘束」という。）は身体的虐待に該当する行為と定めています。

また、障害福祉サービス、障害者支援施設、障害児通所支援事業、障害児入所施設の指定基準には、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」のみ、身体拘束が認められており、「切迫性」「非代替制」「一時性」の 3 つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られます。

(1) 身体拘束等の適正化を図るための措置

身体拘束等の適正化のため、以下の点が義務付けられています。

【対象のサービス】

○施設・居住系サービス

障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

○訪問・通所系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

ア 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを記録しなければなりません。

イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

1年に1回以上開催する必要がありますが、虐待防止委員会と身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも可能です。また、事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可能としています。

ウ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

エ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

1年に1回以上研修を実施することとし、研修の実施内容については必ず記録をとるようにしてください。

(2) 身体拘束廃止未実施減算

上記(1)のアからエまでに掲げる事項を実施していない場合は、下記のとおり減算されます。

○施設・居住系サービス・・・所定単位数の10%を減算する。

○訪問・通所系サービス・・・所定単位数の1%を減算する。